

# 富山市病院事業局電子入札運用基準

令和5年 8月 2日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、富山市病院事業局が発注する建設工事、建設工事関連業務委託、物品購入及び役務の提供等の業務委託の契約に係る入札を、富山市病院事業の契約に関する規程(富山市民病院管理規程第20号)第2条において準用する富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第13条に規定する電子入札により行う場合における取扱について、必要な事項を定める。

(運用基準)

第2条 富山市病院事業局における建設工事、建設工事関連業務委託、物品購入及び役務の提供等の業務委託の契約に係る電子入札運用基準は、富山市電子入札運用基準を準用する。この場合において、「富山市」とあるのは「富山市病院事業局」、「富山市長」とあるのは「富山市病院事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。